

センター Q&A

Q 相談をしたいけど、入院中でセンターまで行くことができません。

A 電話や窓口での相談はもちろん、ご自宅や施設、病院などへ訪問しての相談も行います。お気軽にご相談ください。

Q 豊田市に住んでいないと相談できないの？

A ご本人の住民票が豊田市になくても、市内で生活されている方で、成年後見制度に関する事で相談がある方は、どなたでもご相談をお受けします。

Q 後見人はどんなことをしてくれるの？

A 後見人はご本人の意思を尊重し、以下の様なことを行います。

- ①金融機関の手続きや公共料金等の日常生活の中での各種支払いなど(財産管理)
- ②福祉サービス利用や施設への入所、年金や社会保険の手続きなど(身上監護)
- ③家庭裁判所や後見監督人に管理状況について報告書を提出。

※日用品購入、食事などの介助や病院などへの付き添い、身元保証人となることや、医療行為への同意などは今までどおりご家族などのご支援をお願いします。(これらの支援でお困りの際は、センターに相談することができます)

◆ 豊田市成年後見支援センター

〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1(豊田市福祉センター内)

TEL 0565-63-5566

FAX 0565-33-2346

Eメール s-shien@toyota-shakyo.jp

受付

- ◆ 火～土曜日の午前8時30分～午後5時15分まで
- ◆ 日、月、祝日、年末年始はお休みです。
- ◆ 相談は無料です。



交通の案内

電車のご利用：名古屋鉄道三河線「上挙母駅」から徒歩10分
愛知環状鉄道「新上挙母駅」から徒歩15分
バスのご利用：豊田市駅西口5番バス乗り場
「豊田市福祉センター行き」おいでんバスに乗車
「豊田市福祉センター」下車
車のご利用：無料駐車場あり

一人ひとりの希望をかなえ、尊厳を守る 豊田市成年後見支援センター

このような
お困りごとは
ありませんか？



お金の管理が
しっかり
できない…

訪問販売等で高額な
商品を購入させられるなど
財産管理が心配…

一人で福祉サービスの
手続きができない…



子に重い障がいがあります。
親亡きあとが心配…

認知症、知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方々が、安心して暮らせるようお手伝いします

お問い合わせ・相談はこちらへ

TEL 0565-63-5566

FAX 0565-33-2346

Eメール s-shien@toyota-shakyo.jp

豊田市・(社福)豊田市社会福祉協議会

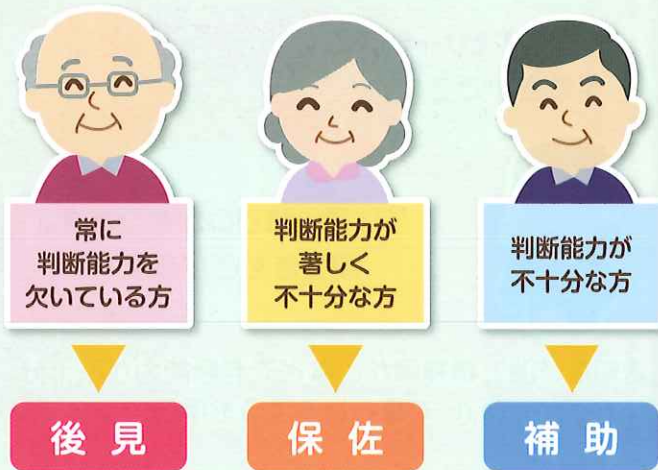
成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方に対し、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。

法定後見制度

すでに判断能力が低下している人のための制度です。家族や本人が家庭裁判所で審判の申立てを行い、家庭裁判所から選任された法定後見人が判断能力の程度によって異なる権限（後見、保佐、補助）の範囲内で援助していきます。



任意後見制度

判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。

センターってどんなところ？



豊田市成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談をお受けし、弁護士や司法書士、福祉関係機関と連携しながら支援していく相談支援窓口です。

豊田市からの委託により、(社福)豊田市社会福祉協議会が運営しています。

相談窓口

成年後見制度に関する相談を受け、専門職と連携し、解決に向けて支援します。また、後見人の方の相談支援も行います。

申立支援

申立てを行う際の書き方や内容確認などの支援を行います。

法人後見

基準に該当する方については、当センターが後見人などになります。

広報・啓発

成年後見制度の理解促進を目的とした講座及びイベントなどを開催します。出張講座も行います。

当センターの主な特色

法律専門職との連携

弁護士や司法書士と一緒に支援していきます！



訪問型支援

ご自宅や施設、病院など積極的に訪問します！



エンディングノートを推奨

エンディングノートとは、終末期に備えて生前に自身の希望をまとめておくノートのことです。

